

平成 2 3 年度 統計法施行状況報告

(統計基準の設定、基本計画の進捗管理・評価等 関連部分の抜粋)

次頁以降の表中における「実施済・検討中等の別」の区分については、以下のとおり。

ア「実施済」：平成23年度末までに、基本計画に掲げられた内容に沿った形で、所要の措置を講じたもの

イ「実施予定①」：平成23年度末までには実施に至らなかったものの、現行の基本計画期間である平成25年度末までには実施済みとなることが見込まれるもの

ウ「実施予定②」：現行の基本計画期間である平成25年度末までに実施することは困難と考えられるものの、次期基本計画期間以降には実施可能と見込まれるもの

エ「実施困難」：検討の結果、基本計画に掲げられた内容に沿った形での実施は困難なもの

オ「検討中」：実施の可否の判断を含め、平成24年度も引き続き検討が必要なもの

カ「継続実施」：「平成〇年度から実施する」のように、基本計画では実施時期に具体的な期限が設定されておらず、毎年度、継続的に措置・取組を講ずることが求められているもの

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (7) 統計基準の設定	○ 各種統計の比較可能性を向上させる観点から、平成22年国勢調査の実施に間に合うように日本標準職業分類を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成21年度前半までに実施する。
	○ 指数の基準改定の客観性と各指数の整合性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」を新たに統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成21年度に実施する。
	○ 季節調整値の客観性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「季節調整法の適用に当たっての基準」を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成22年度に実施する。
	○ 日本標準商品分類におけるサービスの取扱い、従業上の地位に係る分類の在り方について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する。 なお、設定を行う場合には、中央生産物分類(CPC)との整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保する。	総務省	平成23年度までに結論を得る。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 日本標準職業分類については、基準案に関する統計委員会への諮問(平成 21 年4月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(平成 21 年8月)を経て、統計基準として設定し、平成 21 年 12 月 21 日に総務省告示第 555 号により公示した。</p>	実施済	—	
<p>○ 「指数の基準時に関する統計基準」について、基準案を経済指標専門会議で2回(平成 21 年 12 月及び 22 年1月)検討。 この検討結果を踏まえ、基準案に関する統計委員会への諮問(平成 22 年1月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(平成 22 年2月)を経て、平成 22 年3月 18 日に統計基準として設定し、同年3月 31 日に総務省告示第 112 号により公示。</p>	実施済	—	
<p>○ 「季節調整法の適用に当たっての統計基準」について、基準案を平成 22 年 11 月開催の経済指標専門会議で検討。 この検討結果を踏まえ、基準案に関する統計委員会に諮問(平成 23 年1月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(平成 23 年2月)を経て、平成 23 年3月9日に統計基準として設定し、同年3月 25 日に総務省告示第 96 号により公示。</p>	実施済	—	
<p>○ 日本標準商品分類については、統計分類専門会議における検討を平成 22 年 12 月に開始し、関係府省及び学識経験者により、統計基準設定の必要性や新たな商品分類の在り方等について検討した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国における経済統計調査の多くは産業分野ごとの調査であり、他の統計調査が対象とする産業分野の商品と比較する機会が多くないこと、 ・ 国民経済計算の精度向上の観点から構築される商品分類体系は、国民経済計算推計に利用される一次統計側の各行政ニーズから見た分類体系と必ずしも一致するものではなく、また、前者の分類体系を、国民経済計算推計に利用されない統計をも適用対象に含めた統一的な基準とする必要性が高くないこと、 ・ 現状では、商品に係る統計データに対して国際的に求められる詳細度が低く、CPC 等の国際分類と整合的な国内分類を構築することは喫緊の課題ではないこと、 <p>から、現時点では統計基準化の必要性が乏しいと判断されるため、統計基準としての設定は行わない、との結論を得た。</p> <p>ただし、現行の日本標準商品分類については、前回の改定から長期間経過していることから、現在の商品事情に照らして内容を見直すことが考えられ、これまでの議論を踏まえ、平成 25 年頃から 27 年にかけて検討を行うこととした。</p> <p>○ また、従業上の地位に係る分類の在り方の検討については、総務省政策統括官(統計基準担当)が総務省統計局及び厚生労働省から情報提供等の協力を得て検討を行ってきた。その結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の各統計調査における区分は、「従業上の地位に関する国際分類」(ILO)におおむね従っていること、 ・ 我が国の各統計調査における区分は、統計調査の対象や目的、区分の視点の違いに対応したものであり、これによって多様な分析を可能としている面もあること、 <p>から、従業上の地位に係る分類をあえて統計基準として設定する意義及び必要性は低い、との結論を得た。</p>	実施済	—	<p>今後は、統計における従業上の地位に係る用語、分類と労働行政における用語、概念の整合性及び労働行政に必要な統計の継続的な把握について、関係省において検討することが必要である。</p>

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第4 1 基本計画の進 捗管理・評価等	○ 「基本計画推進会議」(仮称)を開催し、基本計画に掲げた施策を府省間で密接な連携を図りつつ推進するために必要な連絡、調整及び検討を行う。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 総務大臣は、毎年度、基本計画の実施に関する各府省の前年度の取組を取りまとめ、統計法第55条第2項に基づく施行状況報告として、統計委員会に報告する。また、統計委員会は、基本計画に掲げられた施策のうち重点的な課題について、必要に応じて関係府省から取組状況に関する報告を求める。 ○ 統計委員会は、上記報告を踏まえ、統計リソースの確保も含めて当該施策の取組状況について、統計利用者のニーズ等を勘案しつつ客観的な評価・検証を行った上で、必要に応じて関係府省に対し取組の再検討、見直し、促進等のために統計法第55条第3項に規定する意見(以下「意見」という。)を提示する。	内閣府(統計委員会)、総務省	平成22年度から実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 平成 23 年度の「公的統計基本計画推進会議」(平成 21 年 4 月 23 日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより設置)については、以下のとおり、平成 23 年 7 月(第 6 回)及び平成 24 年 2 月(第 7 回)の計 2 回開催し、各府省間で情報共有・調整等を行った。</p> <p>　　<<第 6 回会議(平成 23 年 7 月)>></p> <p>　　平成 22 年度統計法施行状況報告の公表及び統計委員会への報告に当たり、当該報告のうち、基本計画に掲げられた措置・方策についての検討状況・推進状況に係る取りまとめ部分について、事前に各府省間で情報共有し、合意形成。</p> <p>　　<<第 7 回会議(平成 24 年 2 月)>></p> <p>　　平成 23 年度末に向け、平成 23 年度から実施及び 23 年度末を期限として結論を得ることが求められている事項を中心に、各府省における着実な取組の推進を図るため、本会議開催時点までの各府省の取組状況について報告を求め、各府省間で情報共有等を実施。</p> <p>　　また、次期基本計画の策定に向けた検討のベースとするため、現行の基本計画の進捗状況を精査するとともに、今後の課題の整理を行うことが必要となることから、平成 23 年度統計法施行状況報告(基本計画関連部分)の報告様式中に、現在の検討状況・進捗状況及び今後の対応の見通しを記載する欄(「実施済・検討中等の別」欄及び「実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等」欄)等を追加することについて事務局から説明し、各府省の合意を得た。</p>	継続実施	—	
<p>○ 基本計画に掲げられた措置・方策に関する各府省の平成 22 年度の検討状況・進捗状況については、平成 22 年度統計法施行状況報告の一部として平成 23 年 5 月下旬までに各府省から報告を求め、その結果を取りまとめの上、平成 23 年 7 月 8 日開催の第 46 回統計委員会において報告。なお、平成 22 年度統計法施行状況報告については、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う各府省等の所要の対応業務の関係も考慮し、当初の予定より全体のスケジュールを 1 か月間延期する形で実施。【総務省(政策統括官室)】</p> <p>○ 平成 23 年 7 月に総務大臣から平成 22 年度統計法施行状況報告を受けた後、当該法施行状況について、以下のとおり、重要検討事項を選定して審議し、必要に応じて関係府省から取組状況に関する報告を求めた。審議結果については、平成 23 年 9 月に「平成 22 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」としてとりまとめ、取り組むべき統計整備等の方向性、施策の推進に当たっての留意事項等を示した。【内閣府(統計委員会)】</p> <p>　　<新たな課題への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災の発生が被災地に関する統計調査やその結果に広範囲にわたって影響を及ぼすこと等を勘案し、新たな課題(重要検討事項)として、東日本大震災に係る統計データの提供等について審議。 <p>　　<昨年度の重要検討事項のフォローアップ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度の審議において重要検討事項とした以下に掲げる 7 課題については、引き続き、その後の措置状況等について審議。 <p>① 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ② ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・活用 ③ ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備 ④ 非正規雇用の実態を的確に把握するための関連統計整備 ⑤ オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供(二次的利用)、調査票情報の提供 ⑥ 統計職員等の人材の育成・確保 ⑦ 行政記録情報等の活用</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 基本計画の進捗管理・評価等	<p>○ 総務大臣から基幹統計に関する諮問を受けた際、基幹統計の作成方法等について基本計画別表に掲げられた措置との整合性を確認し、必要に応じ、諮問対象の基幹統計については総務大臣に対する答申を通じて、また、当該基幹統計に関連する統計についてはフォローアップの一環として関係府省に提示する意見を通じて、整合性を確保する。</p>	内閣府(統計委員会)	平成22年度から実施する。
	<p>○ 関係府省に対し意見を提示するに当たっては、学会等の有識者とも連携し、調査審議に資するための調査研究を必要に応じて実施する。</p>	内閣府(統計委員会)	平成22年度から実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 総務大臣から基幹統計に関する諮問を受けた際、基本計画別表に掲げられた事項との整合性について確認し、必要に応じて、答申の中に反映させている。平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月末に答申を行った事項のうち、具体例は以下のとおり。</p> <p>■ 諮問「労働力統計の変更について」</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画別表において、「就業(就職及び離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。」とされていることを踏まえ、「就業希望者の非求職理由」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来「家事・育児のため」としていたものを、新たに「出産・育児のため」と「看護・介護のため」に分割することについて、「適当」との答申をした。 基本計画別表において、「労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。」とされていることを踏まえ、「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「常雇」を新たに「常雇(有期の契約)」及び「常雇(無期の契約)」に分割することについて、「適当」との答申をした。 基本計画別表において、「実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILO の国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。」とされていることを踏まえ、「月末 1 週間の就業日数」及び「月間就業日数」を把握する調査事項の追加について、「適当」との答申をした。 <p>■ 諮問「就業構造基本統計の変更について」</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画別表において、「就業(就職及び離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。」とされていることを踏まえ、育児・介護に関する調査事項の追加や非求職理由等に関する調査事項の選択肢における「出産・育児のため」の明示について、「適当」との答申をした。 基本計画別表において、「労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。」とされていることを踏まえ、非正規雇用者の実態把握のための雇用契約期間に関する調査事項の追加について、「おおむね適当」との答申をした。 	継続実施	—	
<p>○ 行政記録情報等の活用などについて、平成 22 年度統計法施行状況に関する審議の過程において、事務局を通じて各府省の個別の取組について調査・分析し、その結果を、「平成 22 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」の中で取りまとめるなど、引き続き調査研究を実施した。</p>	継続実施	—	

(【本編】 p22～p23 の「統計基準の設定」の抜粋)

6 統計基準の設定

法第2条第9項においては、統計基準を、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準と定義し、法第28条では、総務大臣が統計基準を定め、これを公示しなければならないと規定されている（統計基準を廃止又は変更する場合も同様。）。

平成23年度においては、引き続き、統計基準について検討が行われたものの、新たに定めた統計基準又は廃止若しくは変更が行われた統計基準はなかった（表14参照）。

表14 統計基準の設定状況 (平成23年度末現在)

統計基準名	統計基準の概要	公示日	施行日
日本標準産業分類	統計を産業別に表示する場合に使用する基準	平成21年 3月23日	平成21年 4月1日
疾病、傷害及び死因の統計分類	統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合に使用する基準	平成21年 3月23日	平成21年 4月1日
日本標準職業分類	統計を職業別に表示する場合に使用する基準	平成21年 12月21日	平成22年 4月1日
指数の基準時に関する統計基準	指数を作成する場合に使用する基準	平成22年 3月31日	平成22年 4月1日
季節調整法の適用に当たっての統計基準	季節調整法を適用する場合に守るべき手法や公表事項の基準	平成23年 3月25日	平成23年 5月1日